

動物実験に関する自己点検・評価報告書

2023 年度

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

1. 組織・体制の整備

実施機関の長が明確であるか？（厚労省基本指針第2.1）

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

実施機関の長の役職・氏名

役職

理事長

氏名

朝野和典

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第1章第2条
(9)

■ 判断理由、改善の見通し

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程に実施機関の長の定義が明確に記載されている。

2. 機関内規程

(1) 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」および「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が策定されているか？（厚労省基本指針第2.2）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

機関内規程を策定する際に踏まえた法令および指針等：

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 厚労省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）
- その他

機関内規程に含まれる項目：

① 総則に関する項目

- 趣旨および基本原則、あるいは目的
- 用語の定義
- 適用範囲

② 実施機関の長の責務に関する項目

- 機関内規程の策定
- 動物実験委員会の設置
- 動物実験計画書の承認
- 動物実験計画の実施結果の把握
- 教育訓練の実施
- 自己点検及び評価
- 外部の者による検証
- 動物実験等に関する情報公開

③ 動物実験委員会の役割に関する項目

- 動物実験計画の審査
- 動物実験計画の実施結果に関する助言

④ 動物実験委員会の構成に関する項目

- 動物実験に関して優れた識見を有する者（動物実験の専門家）
- 実験動物に関して優れた識見を有する者（実験動物の専門家）

その他学識経験を有する者（上記専門家以外の学識経験者）

⑤ 実験動物の飼養及び保管に関する項目

- マニュアル（標準操作手順）の作成と周知
- 飼養保管施設の設置要件

⑥ 動物実験等の実施上の配慮に関する項目

- 動物実験計画書の立案
- 適正な動物実験等の方法の選択
- 苦痛の軽減

⑦ 安全管理に関する項目

- 危害防止
- 緊急時の対応

⑧ 教育訓練に関する項目

- 教育訓練の実施者及び対象者
- 教育訓練の内容

⑨ 自己点検及び評価に関する項目

⑩ 外部の者による検証に関する項目

⑪ 外部委託の実施に関する項目

⑫ 情報公開に関する項目

- 情報公開の方法
- 公開する項目

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程

■ 判断理由、改善の見通し

概ね法令、指針等に則した機関内規程を策定しているが、文部科学省の基本指針を参考にしていること、実施機関の長の責務に関する項目”機関内規程の策定”、動物実験委員会の構成に関する項目が未記載であり、2024年度内の規程改正の際に修正を予定している。

（2） 動物実験等に関する、細則、内規の有無

● 有り ○ 無し

■ 有りの場合はその一覧を記載

地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	病原体等安全管理規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	組換えD N A実験実施規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	家畜伝染病発生予防規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	動物実験実施規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	動物実験施設利用マニュアル
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	職員安全衛生管理規程

3. 実験計画

(1) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により策定されているか？ (厚労省基本指針第3.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第5章第9条
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1 (動物実験計画書)

■ 判断理由、改善の見通し

全ての動物実験計画書が動物実験責任者により策定されている。

(2) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により機関の長に申請されているか？

(厚労省基本指針第2.4)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第5章第9条
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1 (動物実験計画書)

■ 判断理由、改善の見通し

全ての動物実験計画書が動物実験責任者により策定され、その計画書は基本的に年度末に、年度途中から実験を開始する場合は不定期に動物実験委員会で審査され、承認を得た場合にのみ理事長へ申請している。

(3) 全ての動物実験計画書は機関の長により承認又は却下されているか？

(厚労省基本指針第2.4および3.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第5章第9条
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1（動物実験計画書）

■ 判断理由、改善の見通し

作成された計画書は動物実験委員会の委員による審査を経て、動物実験委員会委員長から理事長へ申請し、承認もしくは非承認を決定している。

4. 動物実験等の実施

(1) 動物実験計画は、代替法について記載する様式になっているか？

(厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1（動物実験計画書）

■ 判断理由、改善の見通し

様式1に動物実験を必要とする理由選択欄がある。

(2) 動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを

記載する様式になっているか？（厚労省基本指針第5.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1（動物実験計画書）

■ 判断理由、改善の見通し

様式1に動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的制御レベル記載欄がある。

(3) 動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を

記載できる様式になっているか？（厚労省基本指針第5.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

■ 判断理由、改善の見通し

様式1に苦痛の評価、苦痛の軽減・排除方法及び動物の処分方法を記載する欄がある。

（4） 動物に実験処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が、
以下の事項に配慮して管理されているか？（厚労省基本指針第5.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

配慮している事項：

- 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること。
- その使用目的・内容等に合致した構造、設備を備えていること。
- 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中の他の動物への影響をできる限り少なくすること。

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4（飼養保管施設設置承認申請書）
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5（実験室設置承認申請書）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験施設及び実験室の設置にあたっては、動物実験委員会等の現地調査の後、理事長の承認を得ている。

5. 実験実施結果

- (1) 全ての動物実験計画の実施結果が、実施機関の長に報告されているか？
(厚労省基本指針第3.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式2（動物実験結果報告書）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第3章第4条

■ 判断理由、改善の見通し

毎年度末に動物実験責任者からの報告書を委員会で取りまとめ、確認した後に理事長へ報告している。

- (2) 実施機関の長は動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じているか？（厚労省基本指針第2.5）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式2（動物実験結果報告書）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第3章第4条

■ 判断理由、改善の見通し

毎年度末に動物実験責任者からの報告書を委員会で取りまとめ、確認した後に理事長へ報告し、必要に応じて改善措置を講じている。

6. 動物実験委員会

(1) 動物実験委員会が実施機関の長により設置されているか？

(厚労省基本指針第2.3)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第3章第4条、第4章第5条、第6条

■ 判断理由、改善の見通し

理事長により任命された委員長、副委員長及び所属課から選出された委員により構成されている。

(2) 委員は機関の長により下記に掲げるものから任命されているか？

(厚労省基本指針第4.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

動物実験等に関して優れた識見を有する者

実験動物に関して優れた識見を有する者

その他学識経験を有する者

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第4章第6条
動物実験委員会名簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験等の知識、経験する者を選出するように記載しているが、実験動物に関する専門知識を有する者、その他学識経験者の項目については未記載である。「優れた見識」の判断が難しいところであるが、今年度内の規程改正に際して当該箇所も改正予定である。

(3) 動物実験計画書に含まれる項目 :

- 研究の目的と意義
- 実験方法
- 実験期間
- 使用動物種
- 使用動物の遺伝的・微生物学的品質
- 使用予定匹数と、その根拠
- 実験実施場所
- 麻酔法、安楽死法
- 代替法の検討
- 苦痛度分類
- 苦痛軽減措置
- 人道的エンドポイント
- 動物死体の処理法
- 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
- その他

(4) 動物実験委員会は、基本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行っているか？
(厚労省基本指針第4.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第4章第5条
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1 (動物実験結果報告書)

■ 判断理由、改善の見通し

基本指針、機関内規定の内容に適合しているか審査を行なっている。

(5) 動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しているか？ (厚労省基本指針第4.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

議事録は保管されており、委員会終了後には各委員に共有されている。

(6) 動物実験委員会は、動物実験計画書の審査結果を、実施機関の長に報告しているか？

(厚労省基本指針第4.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1（動物実験計画書）

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書の審査結果は動物実験委員会委員長が取りまとめ、理事長に報告している。

(7) 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受け、

必要な助言を行っているか？（厚労省基本指針第4.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1（動物実験計画書）

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式2（動物実験結果報告書）

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験委員会委員を通じて、必要な助言を行なっている。

7. 安全管理

(1) 安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？

(厚労省基本指針第5.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ 該当する実験が行われていない

定められている項目：

- 病原体の感染実験
- 有害化学物質の投与実験
- 放射性物質の投与実験
- 遺伝子組換え動物を用いる実験

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	病原体等安全管理規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	組換えDNA実験実施規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	家畜伝染病発生予防規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	動物実験実施規程
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	動物実験施設利用マニュアル
地方独立行政法人	大阪健康安全基盤研究所	職員安全衛生管理規程

■ 判断理由、改善の見通し

各種法律、規程、ガイドラインにより実施体制が定められている。

(2) 上記実験を実施する場合に、配慮している項目

(厚労省基本指針第5.2)

- 動物実験実施者の安全確保および健康保持
- 施設周辺の公衆衛生、生活環境および生態系の保全上の支障の防止
- 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止
- その他

(3) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？

(厚労省基本指針第5.2)

はい

いいえ

麻薬・向精神薬は使用していない

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式1（動物実験計画書）

■ 判断理由、改善の見通し

現在、麻薬・向精神薬を使用した実験計画は提出されておらず、手続きが必要な事案がないため使用にかかる行政への手続きは行なっていない。

8. 飼養保管

- (1) 実施機関の長は、機関内の（動物の）飼養保管施設をすべて把握しているか？
(厚労省基本指針第2. 1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4（飼養保管施設設置承認申請書）
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5（実験室設置承認申請書）
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式6（施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届）

■ 判断理由、改善の見通し

飼養保管施設は全て、理事長の承認を経て運用している。

- (2) すべての（動物の）飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？
(飼養保管基準第3.1 (3))

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章 第24条

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物管理者が置かれている。
実験動物管理者は10年以上の経験を持ち、実験動物学会による管理者等研修会を受講、修了している。

- (3) 実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ア)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第6章第14条、
第17条

■ 判断理由、改善の見通し

各実験室のマニュアルに基づいて、給餌・給水を実施している。
状況については、飼養者及び実験動物管理者がチェックしている。
管理に関する記録簿について今後、対応する予定である。

(4) 実験動物の傷害または疾病の予防に必要な健康管理、ならびに必要に応じて
適切な治療が行われているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)イ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

飼育管理記録（任意）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第6章第15条

■ 判断理由、改善の見通し

状況については、飼養者及び実験動物管理者がチェックしている。管理に関する記録簿について今後、対応する予定である。

(5) 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要に応じて隔離飼育等を行っているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ウ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第6章 第12条

■ 判断理由、改善の見通し

微生物学的検査結果を付して納入されたSPF動物を除く外部研究機関からの動物は検疫室での検疫及び順化を実施してから、導入するように定めている。
これまで検疫を必要とする動物の搬入実績はない。

(6) 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)工）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第6章第16条

■ 判断理由、改善の見通し

当施設で飼育できるのはマウス、ハムスター、ラットなどの小動物に限り飼育できることとし、動物種を限定している。

(7) 実験動物の輸送時には、実験動物の健康および安全確保並びに実験動物による人への危害等の発生防止に努めているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.6）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

実験動物を輸送する際に、配慮している項目：

- 輸送時間をなるべく短時間にすること。
- 必要に応じて適切な給餌および給水を行うとともに、換気等により適切な温度に維持すること。
- 実験動物の健康および安全を確保し、逸走防止に必要な規模、構造等を選定すること。
- 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等による環境汚染の防止。

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
動物実験実施規定第6章19条

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物の輸送に関する配慮事項、順路などについて規定している。

(8) 実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文

■ 判断理由、改善の見通し

各実験室に定められたマニュアルに基づいて、飼育に使用する設備、機材について規定している。

(9) 飼育スペース（ケージサイズ）の推奨値を設定しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
大阪健康安全基盤研究所 動物実験教育訓練 資料

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説書に基づいて、運用している。

(10) 環境エンリッチメントを実施しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

はい いいえ

実施している動物種：

灵長類 (動物名 ↓)

イヌ

ネコ

- うさぎ
- ラット
- マウス
- その他

実施している頻度

- 常時
- 時々 (頻度 ↓)

実施している内容：

- 休息場所、高台
- 玩具
- 隠れ家・巣箱
- 営巣材
- 木片・かじり棒
- その他

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験利用マニュアルにエンリッチメントに関する記載はない。

■ 判断理由、改善の見通し

マニュアルに記載はないが、木片・かじり棒は実験実施者によりその対応が異なっている。今後、改善予定である。

(11) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4 (飼養保管施設設置承認申請書)
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5 (実験室設置承認申請書)
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第24条

■ 判断理由、改善の見通し

各実験室使用時にはマニュアルに定めた、照明、湿度、温度等の管理がなされているか確認し、実験動物の飼養保管を行なっている。

(12) 清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ウ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4 (飼養保管施設設置承認申請書)
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5 (実験室設置承認申請書)
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第24条
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第25条

■ 判断理由、改善の見通し

週に1回程度の定期的な清掃を行い、定期的な飼養保管に関する機材の点検も行なっている。

(13) 実験動物の逃亡防止策の実施、および施設外に逸走したとき場合の対応等について定めているか？ (厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(3))

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第24条
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第8章 第27条
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4（飼養保管施設設置承認申請書）
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5（実験室設置承認申請書）

■ 判断理由、改善の見通し

対応を定めている。

（14）実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生および騒音防止に配慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.2）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第24条
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4（飼養保管施設設置承認申請書）
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5（実験室設置承認申請書）

■ 判断理由、改善の見通し

マニュアルに各実験室で留意しなければならない廃棄物の処理方法について規定している。環境汚染、騒音については施設が小規模であること、動物種が小動物に限定されていることから特に規定していない。

（15）実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造および飼養または保管の方法を整備しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)ウ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式4 (飼養保管施設設置承認申請書)
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式5 (実験室設置承認申請書)

■ 判断理由、改善の見通し

適切に維持、整備しているが、記録簿などの保管は一部で未実施のため、今後、改善する。

(16) 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

以下の疾病や事故が飼育施設内で発生したか？

- 動物由来感染症の発生
- 動物アレルギーによるアナフィラキシーショック
- 注射針の針刺し
- 動物が原因による外傷の発生（咬傷など）
- 転倒などの怪我
- 特定化学物質・有機溶剤・電離放射線による障害
- その他

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
微生物検査記録
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第8章第27条

■ 判断理由、改善の見通し

定期的に実験室の微生物検査を実施している。針刺し、咬傷事故等の事故発生時には各部屋及びマニュアルに緊急連絡先を添付し、対応可能なように規定している。
2023年度の事故発生件数は0件であった。

(17) 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認しているか？ (厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ)

はい

一部改善すべき点がある

いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式9（動物実験実施書）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第14、15、17条

■ 判断理由、改善の見通し

実施書、延べ飼育匹数の記録など実施しているが、日常的な点検記録簿を作成する必要があるため、今後、改善する予定である。

（18）実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適切に行っているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.5）

はい

一部改善すべき点がある

いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式9（動物実験実施書）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第7章第17条

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験実施書に記載し、保管している。入手先については今後の様式の改訂、記載できるように対応する予定である。

（19）実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3（1）カ）

はい

一部改善すべき点がある

いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文

■ 判断理由、改善の見通し

IDカードによって管理区域及び動物実験施設への入室を制限している。動物実験施設への入室は動物実験講習会の受講者のみしか入室できないようになっている。感染実験室では別に教育訓練を受講し、取り扱いが認められた者のみ入室を許可している。

(20) 地震、火災等の緊急時の対応を定めているか?

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3 (4))

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文

■ 判断理由、改善の見通し

対応を定めている。

(21) 実験動物の飼養保管の飼養保管手順書 (SOP) やマニュアルを定めているか?

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3および4)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

飼養保管手順書、マニュアル等に含まれる項目：

- 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- 飼育環境への順化又は順応
- 飼育室の環境条件（適切な温度、湿度、換気、明るさ等）
- 飼育管理の方法
- 健康管理の方法
- 動物の繁殖に関する取り決め
- 逸走防止措置と逸走時の対応
- 廃棄物処理
- 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- 騒音の防止
- 施設・設備の保守点検
- 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- 緊急時の連絡

- 輸送時の取り扱い方法
- 施設等の廃止時の取扱い

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 本文
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第6章

■ 判断理由、改善の見通し

全ての項目を含む、マニュアル及び規程を定めており、定期的に見直しを行い更新している。

9. 教育訓練

(1) 実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わるものに対する教育訓練を実施しているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

(2) 教育訓練に含まれる項目：

- 法令等、機関内規程等
- 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
- 苦痛分類および人道的エンドポイント
- 苦痛の軽減法（麻酔法など）
- 実験動物の飼養保管に関する事項
- 安全確保、安全管理に関する事項
- 人獣共通感染症に関する事項
- 施設等の利用に関する事項
- その他

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第9章
教育訓練受講者名簿
教育訓練資料

■ 判断理由、改善の見通し

定期的に全ての項目を含む講習会を実施している。

(3) 教育訓練の実施記録は保存されているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）
(教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

■ 判断理由、改善の見通し

受講履歴に関して適切に保管している。

(4) 実施機関の長は、実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保しているか？（飼養保管基準第3.1（3））

● はい

○ 一部改善すべき点がある

○ いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第9章 第30条

■ 判断理由、改善の見通し

理事長は動物実験を専門とする実験動物管理者を設置し、定期的な教育訓練の機会を確保している。

10. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、
自己点検を行っているか？（厚労省基本指針第2.7）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

実施している場合はその頻度

年に1回

■ 根拠となる資料及び条項等

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第10章

■ 判断理由、改善の見通し

今年度、施設の移転から1年以上の稼働実績を得たため、本施設では初の自己点検となる。

11. 情報公開

(1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？（厚労省基本指針第2.8）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

(2) 情報公開を行っている項目を選択：

- 機関内規程
- 自己点検・評価の結果
- その他（公開している項目を記載）

■ 根拠となる資料及び条項等（ホームページの場合はURL）

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第11章

■ 判断理由、改善の見通し

施設の移転から1年以上の稼働実績を得たため、2024年度に各項目について情報公開する予定である。

12. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先の厚労省基本指針等への遵守状況を確認しているか？
(厚労省基本指針第7.3)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ 外部委託は行っていない

■ 根拠となる資料及び条項等

大阪健康安全基盤研究所 動物実験施設利用マニュアル 様式13（動物実験等業務委託届出書）
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所動物実験実施規程 第2章第3条

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験施設利用マニュアルに規定し、必要に応じて動物実験責任者に作成をお願いしている。